

## 鳥取県告示第299号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第11条第2項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りを許可したので、同条第4項の規定により告示する。

平成24年4月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 起業者の名称

中国電力株式会社

2 事業の種類

特別高圧架空電線路 用瀬線 No. 36～42鉄塔建替工事に伴う調査測量

3 立ち入ろうとする土地の区域

鳥取市河原町曳田字五反田、字塚ノ上、字清水尻り、字堤下、字諏訪、字諏訪山、字清水、字大谷口、字堤下モ平、字大井古、字下山土居、字水汲谷、字水汲山、字振袖山、字大谷、字鐘鑄谷、字鐘鑄山、字下山及び字境ケ谷、渡一木字境ケ谷、字大谷及び字徳道谷、谷一木字居神、字天坪山、字尾崎、字河原田及び字天坪並びに長瀬字蓮田及び字大月

4 立ち入ろうとする期間

平成24年5月1日から同年11月30日まで